

名古屋市歯科医師会は、
心身に障がいがあり
歯科治療の機会が少なくお困りの方に、
歯科医療サービスを提供するため、
市内2か所に障がい者歯科診療所を
開設しています。



当センターを利用できる方

- 身体障害者手帳、または療育手帳(愛護手帳)を持っている方など

初診時に持参していただくもの

- 健康保険証、または医療券・受診券(生活保護・施設入所)
- 医療証(障がい者、子ども)または福祉給付金資格者証
- 身体障害者手帳、療育手帳(愛護手帳)、精神障害者手帳
- お薬手帳
- 現在使用中の歯ブラシ
- 着替え(診療中汗をかく場合等)
- 母子手帳
- 紹介状

初診時のお願い

- おひとりでの来院が困難な方は、付き添い者と来院してください
- 付き添い者は、患者の体調等を把握してきてください
- 保護者や最近の状況がわかる方と連絡が取れるようお願いいたします

注:診療の結果、他の医療機関での診療が適当と思われる場合には、ご紹介することがあります。

名古屋北 歯科保健医療センター

名古屋市北区平手町1丁目1番地の5
クオリティライフ21 城北内

電話 052-915-8844

FAX 052-915-8844

診療日 火～土曜日

診療時間 9時～16時

市バス「西部医療センター」下車



名古屋南 歯科保健医療センター

名古屋南区弥次町5-12-1

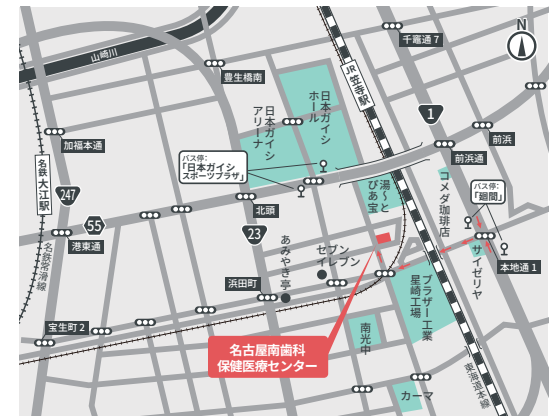
電話 052-611-8044

FAX 052-825-4340

診療日 火～土曜日

診療時間 9時～16時

市バス「日本ガイシスポーツプラザ・廻間」下車
JR「笠寺駅」下車



当センターは予約制です。お電話でご予約のうえ受診してください。

詳しくはHPをご覧ください
<http://nagoya-d.com/ncenter/>

